特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準

勝浦市高齢者支援課

１　居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域（以下「実施地域」という。）

において、「サービス種別ごとの事業所数」※が、当該判定期間の初日現在

で、５事業所未満である場合

※「サービス事業種別ごとの事業所数」：判定期間の初日現在で、最新の

「千葉県介護サービス情報公表システム」や最新の「介護保険を利用

する人のための地域情報誌」に掲載されている事業所数とする。

２　判定期間の１か月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下であ

る場合

３　判定期間の１か月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービ

スが位置付けられた居宅サービス計画の件数が１か月当たり平均１０件以下の場合

４　その他正当な理由と市が認めた場合

(１) 「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事

業者に集中していると認められる場合」として、以下のいずれかに該当する場合

①　当該事業について、「紹介率最高法人」※がISO の認証（ISO09001）を取得して

いる場合

※「紹介率最高法人」：居宅介護支援事業所において、各判定期間（前期：3 月1日

～8 月末日、後期：9 月1 日～２月末日）に作成した居宅サービス計画について、

訪問介護等のサービス種別ごとに、当該サービスが位置づけられた居宅サービス

計画の数を介護サービス事業者（法人）別に算出し、最もその件数の多い法人を「紹

介率最高法人」という。（以下同じ。）

②　当該事業について、「紹介率最高法人」が、福祉サービス第三者評価の標準項目に

　おいて、項目別評価コメントにおける実施・未実施項目の数で、実施が９０％以上（端

数処理については、小数点以下第２位を四捨五入とする。）であり、かつ県の公表に

同意する場合

なお、第三者評価結果の評価確定日が特定事業所集中減算の提出期限より前３年

度分までのものとする。

③　当該事業について、「紹介率最高法人」が、介護予防・日常生活支援総合事業の第

　一号通所事業を併せて実施している事業所であり、事業所評価加算を算定している

場合

(２) 居宅サービス計画作成時点で、次のアからウに記載の内容のいずれかに該当する居

宅サービス計画を除いて再計算した結果、当該事業について、「紹介率最高法人」の計

画数が８０％以下になる場合又は各サービス１か月当たりの平均居宅サービス計画

件数が１０件以下になる場合

ア 訪問介護サービス

①　通院等乗降介助サービスを行っている事業所が、実施地域に５事業所未満である

場合に、これらの事業所において、当該サービスを位置づけている居宅サービス計画

②　夜間、早朝又は休日営業のサービスを行っている事業所が、実施地域に５事業所未

満である場合に、これらの事業所において、当該サービスを位置づけている居宅サー

ビス計画

③ 特定事業所加算を算定している事業所が、実施地域に５事業所未満である場合に、

要介護度４以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭ）である者を対

象として、当該事業所を位置づけている居宅サービス計画

イ 通所介護及び地域密着型通所介護サービス

時間延長又は休日営業のサービスを行っている事業所が、実施地域に５事業所未満

である場合に、これらの事業所において、当該サービスを位置づけている居宅サービ

ス計画

ウ 全サービス共通

①　利用者からサービスの質が高いことを理由に、当該サービスを利用したい旨の理

由書の提出を受けている場合であって、「地域ケア会議」等に当該利用者の居宅サー

ビス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている居宅サービス計画

②　居宅介護支援事業所が、市町村や地域包括支援センターからの紹介を受けた、支援

が困難な者（平成１２年３月３１日以前からの利用者を含む。）が対象である居宅サ

ービス計画